

技能検定実技試験に係る負担金の不適切な受給について

技能検定実技試験に係る負担金について、以下の通り技能検定試験協力団体において、負担金の不適切な受給が判明しましたので、お知らせします。

1 対象協力団体名

協同組合 東京都写真館協会

代表者 理事長 植村 栄一

住 所 調布市柴崎 1-67-1

2 対象となる技能検定

検定職種・作業名：写真・肖像写真デジタル作業 1、2級（隔年実施）

3 事案の概要

令和3年度、令和5年度、令和7年度の当該団体に対する技能検定実技試験にかかる負担金について、実際には支払っていない会場使用料を経費として計上し、負担金を受給していたことが判明した。

4 不適切に受給した負担金の金額

令和3年度、令和5年度、令和7年度の会場使用料 合計792,786円

5 判明した経緯

令和8年2月18日 当該団体より、東京都職業能力開発協会に対し、令和7年度精算報告書の記載内容に疑義がある旨報告

令和8年2月27日 当該団体より、令和7年度精算報告書の記載内容が事実と相違している旨の報告

令和8年3月6日 東京都職業能力開発協会が当該団体の帳簿等を検査し、令和7年度分の不適切な受給を確認

令和8年3月17日 東京都職業能力開発協会が過去5年分の帳簿等も追加で検査し、令和3年度、令和5年度の不適切な受給を確認

令和8年3月27日 協会にて返還額（792,786円）を確定

6 今後の対応等

当該団体へ負担金の一部返還を命じます。

また、他の協力団体への負担金についても調査を行うとともに、適正な報告を改めて指導してまいります。併せて、負担金の厳正な審査と再発防止に取り組んでまいります。